

### (3) 指定地ごとの概要と価値

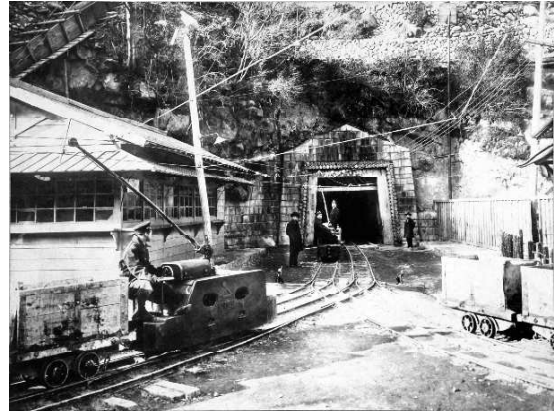
#### ①通洞坑

##### 【概要】

通洞坑は、足尾銅山の主要坑道である本山（有木）坑及び小滝坑と連結する基幹坑道で、総延長は9,550尺（約2,894m）に及ぶ。明治18年（1885）開鑿が始まり、明治29年（1896）に完成した。

通洞の開鑿にあたっては蒸気タービンによる圧搾空気を動力とした鑿岩機及びダイナマイトによる発破工法を用いるなど、当時の最新技術が導入されている。

通洞坑の開通後に通洞選鉱所が整備されて、坑口周辺は選鉱の拠点となった。通洞坑は、足尾銅山が閉山する昭和48年（1973）まで、主要坑道として利用された。



通洞坑の古写真

##### 【史跡の価値】

通洞坑は、本山坑・小滝坑とともに、近代初期において探鉱、疎水、運搬等の便を図るために坑口から水平に掘進された主要坑道である。近世以来の間歩単位の採鉱方法を改め、本格的な組織的採鉱への転換を図るために、新たに計画されたのが通洞坑であり、閉山時まで主要坑道として機能を果たした。保存状態も極めて良好で、日本を代表する銅山の象徴として貴重な遺跡である。

#### ②宇都野火薬庫跡

##### 【概要】

宇都野火薬庫跡は小滝地区にあり、庚申川左岸の山中に所在している。山腹の南斜面を造成し、土塁で区画された4棟の並列する建物（一～四号庫）と、東側にそれらとは独立して敷地を造成し、正面を煉瓦塙（防火壁）で仕切る建物1棟の計5棟からなる。古河機械金属株式会社の所蔵文書によれば、一号庫は雷管、二号庫は黒色火薬、三号庫は爆薬の保管庫として明治45年（1912）に建設されたこと、四号庫は大正6年（1917）の増設、さらに同10年に火薬の袋詰めを行う作業所として東側の建物が建設されたことが判明する。

明治43年（1910）の銃砲火薬類取締法改正に基づき、宇都野火薬庫が廃止される昭和29年（1954）までの間、当初は馬車鉄道で、その後はガソリンカーを使って各坑内に火薬が運ばれた。

##### 【史跡の価値】

宇都野火薬庫跡は、明治末から大正期にかけて新たに建設された、探鉱・採鉱に使用する火薬類を貯蔵する施設があった場所である。この時期の足尾銅山は大幅に産銅量が増加した時期であり、火薬の管理と運搬を一括して行うことで、足尾銅山の躍進を鉱源開発の面から支えた施設の一つである。

また、火薬庫の構造や配置は、当時の銃砲火薬類取締法の規定に則って建造されたことが

現地との照合から判明しており、安全管理に細心の注意を払い、厳格かつ整然と管理されていたことがよくわかる遺跡である。

# 宇都野火薬庫跡関連資料の一部



図 2-7 「宇都野火薬庫新設設計図」(部分) 古河機械金属株式会社所蔵



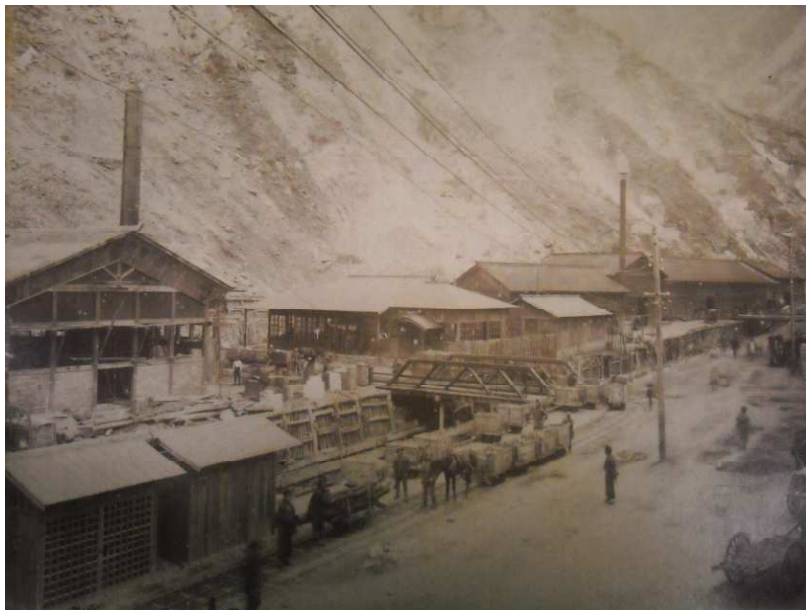
図 2-8 「宇都野火薬庫配置図」(大正 5 年増設時の書類の一部) 古河機械金属株式会社所蔵

### ③本山坑

#### 【概 要】

本山坑は、明治 16 年（1883）に江戸時代からあった坑道を再開発したもので、坑口前にある梨の老木にちなんで梨木坑と呼ばれていたが、富鉱が有るようにと有木坑に改名されたという。その後、銅山の中心地をあらわす本山を代表する坑道の意味から、有木坑は本山坑と呼ばれるようになった。

本山坑は足尾銅山を代表する坑口であり、昭和 48 年（1973）の閉山まで本山坑を基準に採鉱が行われた。坑口前は整地されて軌道が設置され、明治 30 年（1897）にはわが国初の電気機関車による坑内運搬が始まった。本山坑の周辺部にあった選鉱所は大正 10 年（1921）に通洞選鉱所に集約されたため、その後の坑口の利用は鉱夫の出入りと物資の搬入路として使われた。



明治 20 年代本山坑部詰所

「足尾銅山明細図」（明治 28 年）と照合すると、写真中央の橋は有木橋で、現在の坑口前に架かる橋の位置に該当する。建物の背後に坑口があり、手前に見える軌道が坑口まで続いていたと考えられる。

#### 【史跡の価値】

本山坑（有木坑）は、足尾銅山にある 3 つの基幹坑道のうち最も古く、古河市兵衛による近代足尾銅山の本格的発展の契機となった坑道である。本山坑は、開坑当初から複線軌道が敷設され、明治 30 年（1897）にわが国初の電気機関車による坑内運搬が始まるなど、閉山まで基幹坑道としての役割を続けた。

指定範囲である坑口前は、坑内から搬出された鉱石・廃石を選り分ける作業を行っていたとされる。

#### ④本山動力所跡

##### 【概 要】

本山動力所跡は、本山坑で使用する鑿岩機等の動力として圧縮空気を供給する施設であり、本山坑の坑口から北東約 250m の出川左岸に設置された。大正 3 年（1914）にアメリカのインガーソルランド社製の大型コンプレッサーが設置され、圧縮空気の集中供給が行われた。

##### 【史跡の価値】

本山動力所跡は、鑿岩機の動力源となる圧搾空気を製造する大型コンプレッサーを設置した場所であり、建屋の中に機械が現存している。それまでの小規模・低容量の坑内コンプレッサーから大型コンプレッサーに転換したことで、小型鑿岩機を採鉱にも使用できるようになり、大正期以降の採鉱工程の全面的な機械化に貢献した。

#### ⑤本山製錬所跡

##### 【概 要】

産銅量の増加に対応するために、明治 18 年（1885）現在の本山製錬所の場所に新製錬所を、同 23 年には小滝にも新製錬所を設置した。明治 26 年にはベッセマー製銅法を導入し製錬作業の効率化を図った。その後、明治 30 年の予防工事命令を受けて、本山製錬所で脱硫塔を設置し、同年小滝製錬所を廃止した。その後も希釈法、電気収塵法の導入など煙害防止対策が講じられた。昭和 31 年（1956）「自熔製錬法」、「電気収塵法」、「接触脱硫法」を応用した脱硫技術を世界で初めて実用化し、従来に比べ亜硫酸ガスの大幅な排出削減に成功し、硫酸工場が稼働した。我が国の主要銅山のなかで明治初期からの立地を変えずに製錬を続けたのは、小坂製錬所（秋田県小坂町）と本山製錬所の 2 か所である。

本山駅は、大正 3 年（1914）足尾鉄道間藤駅～本山駅の開通に伴って整備された貨物駅で、通洞選鉱所からの精鉱等の搬入、本山製錬所で製造された粗銅の搬出に利用され、銅山の閉山後も国鉄民営化まで、輸入鉱石等の搬入に利用された。

本山製錬所は、昭和 63 年（1988）に事実上の操業を停止した。本山製錬所の構造物は、危険防止等の観点から、平成 19 年（2007）から順次解体工事が進み、多くの工場の建屋及び機械類が撤去された。

##### 【史跡の価値】

近代足尾銅山の初期段階に設置された製錬所であり、昭和 63 年に操業を終えるまで立地を変えずに製錬を続けた。本山製錬所は、生産量の急激な拡大に伴う煙害の拡大を見たが、国内外の最新の製錬技術を導入して改善策に取り組んだ。その結果、自熔製錬法とそれに伴う脱硫技術の実用化に成功して煙害を克服するに至り、足尾式自熔製錬の技術は大規模かつエネルギー効率の高い生産方式として、現在世界の銅製錬方法の主流となっている。本山製錬所跡における製錬方式の変遷は、我が国の近代製錬技術の歴史を物語る代表例といえる。

# 足尾製煉所操業系統図

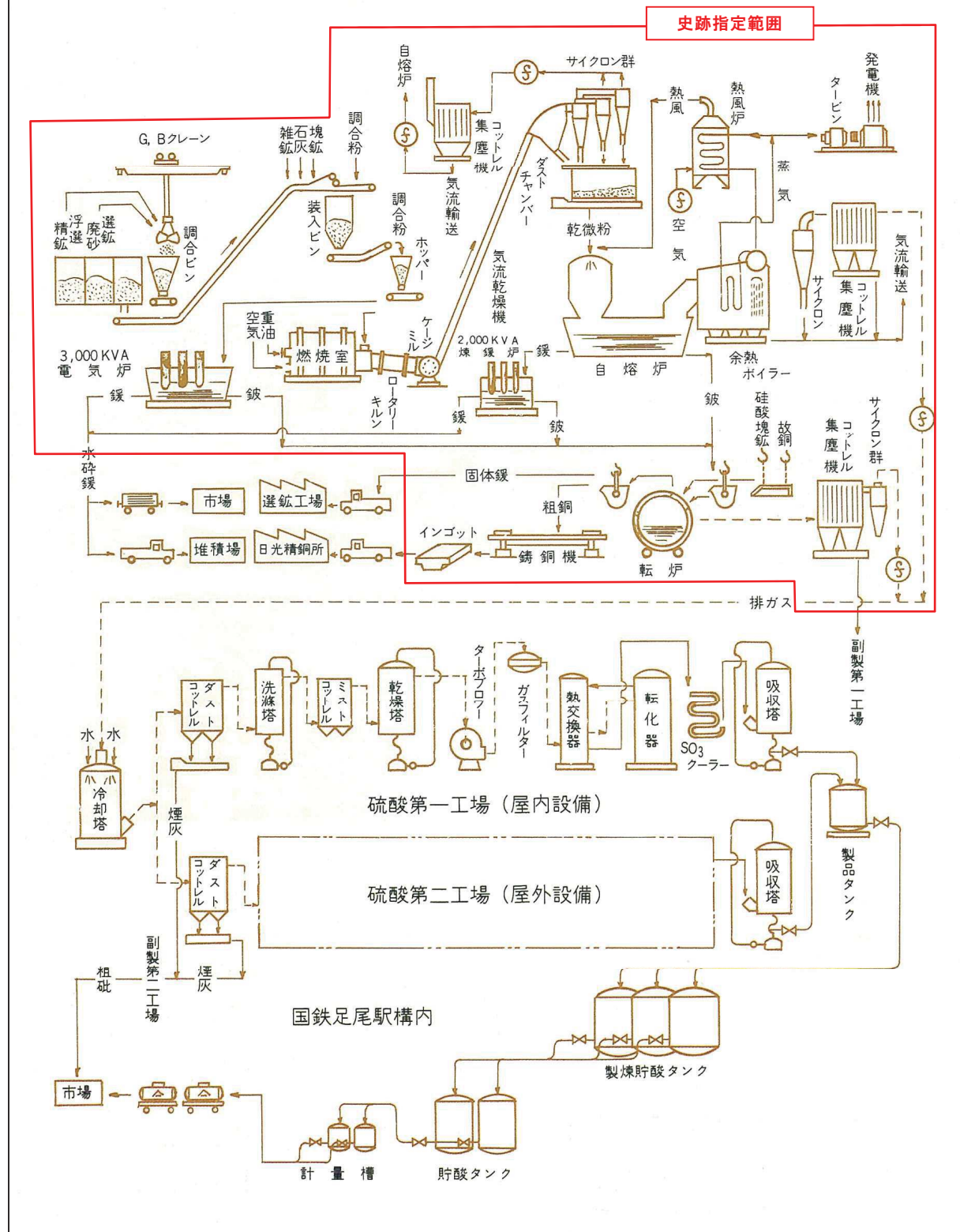


図 2-9 足尾製煉所操業系統図 (赤線が史跡指定範囲に該当)

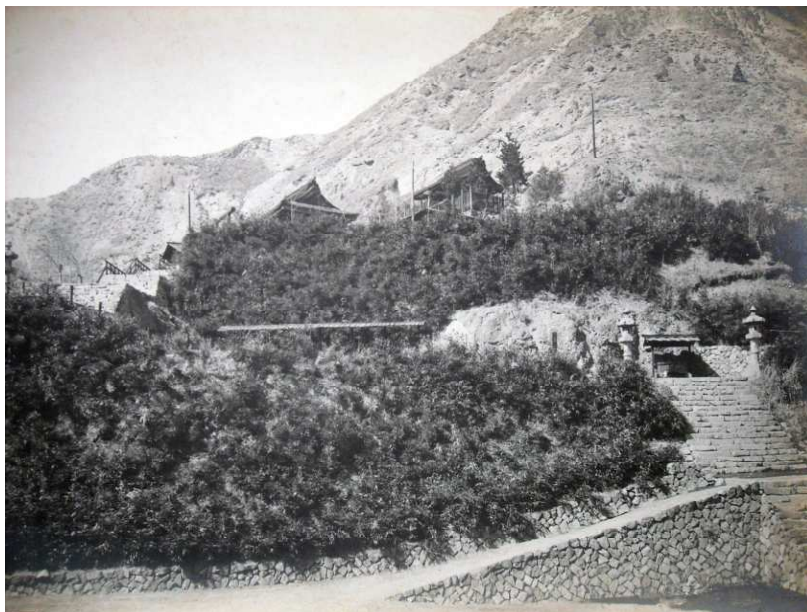
「足尾銅山概要」 古河鉱業株式会社 昭和 46 年 (平成 21 年 3 月日光市復刻に加筆)

## ⑥本山鉾山神社跡

### 【概要】

本山鉾山神社跡は、本山坑の坑口の北約 200m の山腹に造営された、足尾地域に現存する最古の山神社の跡である。明治 22 年（1889）に、坑長（鉾業所長）以下、鉾員たちの寄附金約 3,300 円により造営された。本山地区にはかつて多くの住宅があったが、住宅地より一段高い場所に神社は位置していた。社殿は本殿と拝殿からなり、大正期の写真を見ると拝殿に隣接して社務所が設けられていた。

昭和 48 年（1973）の閉山時に、本山鉾山神社の御神体は通洞鉾山神社に移された。かつては、銅山の繁栄を願って山神祭が行われるなど、本山地区の人々の生活とこの神社は密接な関わりがあった。



本山鉾山神社の遠景（古写真）

### 【史跡の価値】

本山鉾山神社跡は、近代の足尾銅山では最古（明治 22 年創建）の山神社であり、銅山で働く人々の献金で設けられ、精神的な拠り所となった場所である。閉山とともに、その役割を終えたが、今なお参道、鳥居、拝殿・本殿が残され当時の面影をとどめており、足尾銅山に暮らした当時の人々の生活文化を伝えている。

## 2. 指定地ごとの保存状況

### (1) 通洞坑

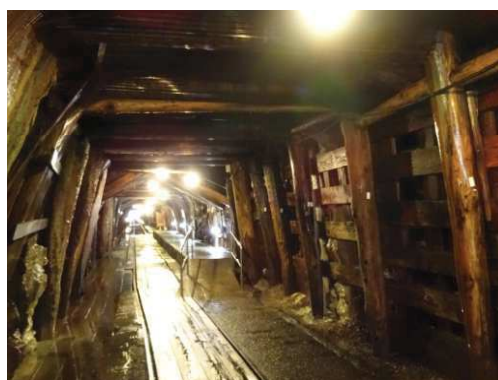
#### ①現 状

通洞坑は、昭和 55 年（1980）以降、坑口に近い坑道内部を改修し、坑口前面の広場や資料館を含めた日光市直営の「足尾銅山観光」として活用している。年間 10 万人以上の見学者がある。通洞坑の史跡指定範囲は、坑口から 168m までの坑道部分を対象としている。坑道上部は、道路用地、鉄道用地、グラウンド等に使用されている。



通洞坑内部に残る改修の年号

坑道の断面形は、天井部がアーチ状に膨らむ台形を呈しており、底部幅は約 3.5m、高さは約 2.7 m 程である。壁面には、坑道改修の年号が刻まれている部分もある。坑口より向かって右側には、幅、深さ共に 0.8m 程の排水溝が設けられている。



通洞坑内部（坑道の奥から坑口方面を撮影）

坑口と坑口より 30m までの区間は、壁面と天井部がコンクリートで補修され、鉄骨の支保が設置されている。その奥の坑道は、木製の側板と丸太の支保を用いており、原形を良く留めている。

史跡指定地について、閉山後の坑道内部の大きな改修は、観光施設開設時（昭和 55 年以前）と平成 13 年度の 2 回行われている。主な改修は、以下のとおりである。

- ・坑内軌道を改修し、床面を部分的にコンクリート敷とする。
- ・既設の排水溝を鉄板で覆う。
- ・坑内軌道の終点プラットホーム新設。

なお、史跡指定地の坑道は、左右に排水用の小坑道を伴っているが、このうち坑口から向かって左側の坑道（B 坑道：約 150m）は見学用通路としている。さらに、坑口まで戻るための通路が、観光施設開設時に新たに開鑿されている。（指定地外：図 2—10 参照）

史跡指定範囲は、毎朝始業時に、職員が電車軌道、坑道の天井、壁等を目視で点検するほか、月 1 回専門業者による点検を行っている。坑道の天井、壁などの崩落を防ぐ支保柱等は作業時のものを残しており、経年による劣化や、湿気による腐食が見られることから、施設維持と見学者の安全を確保するため、定期的な支保柱の補修が必要となる。

足尾銅山観光の施設に接して立地する通洞鉱山神社は、大正 9 年に造営され、現在も古河機械金属株式会社足尾事業所が奉祀している。

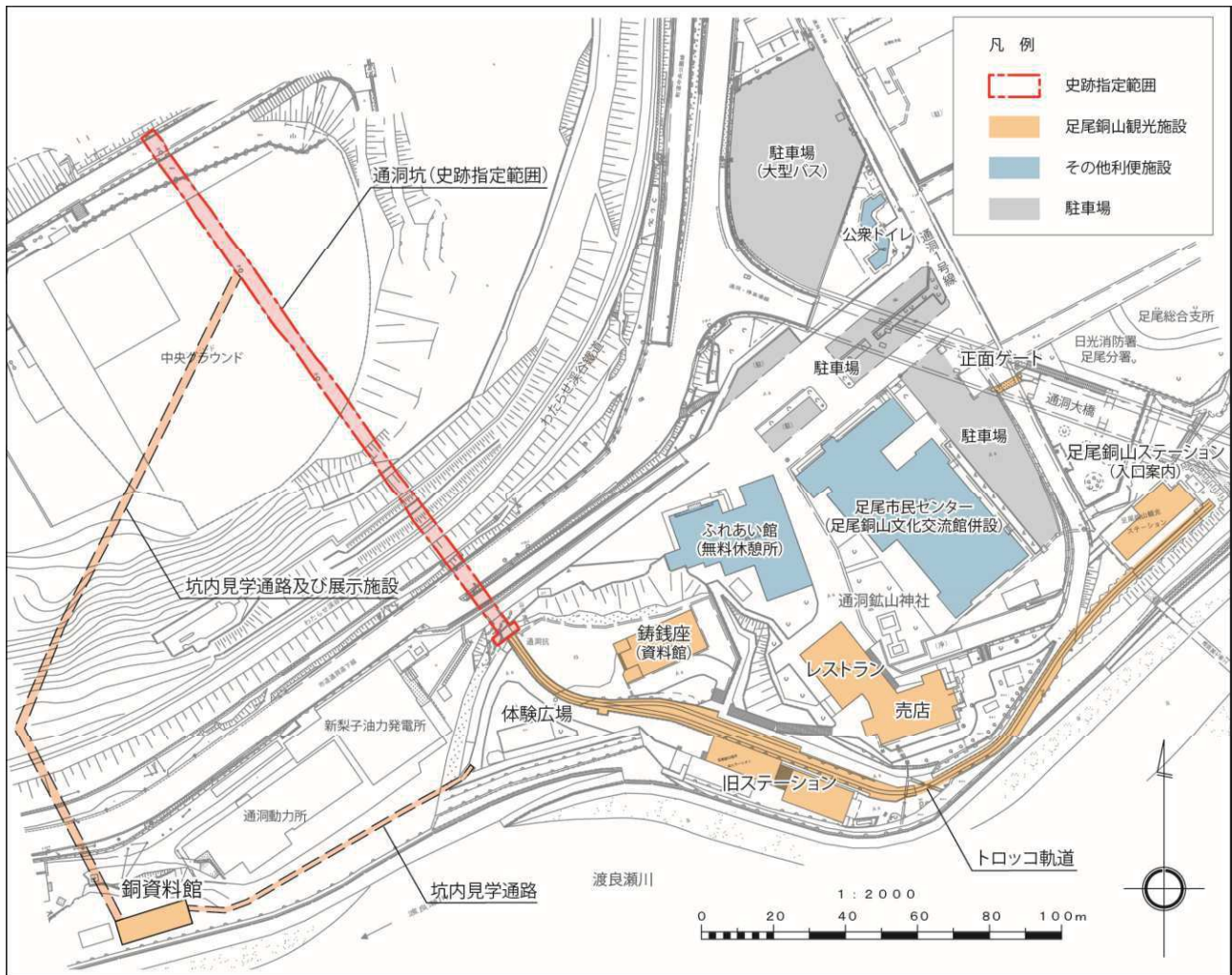


図 2-10 通洞坑周辺の公開活用施設

## ②史跡の所有者・管理者

所有者：古河機械金属株式会社

管理者：日光市

ただし、道路用地（市道通洞遠下線）は日光市の所有・管理、  
鉄道用地はわたらせ渓谷鐵道株式会社の所有・管理。

## ③その他の法規制

特になし（史跡指定範囲は鉱山施設ではないが、坑道内からの廃水は現在も中才浄水場にて処理されている。）

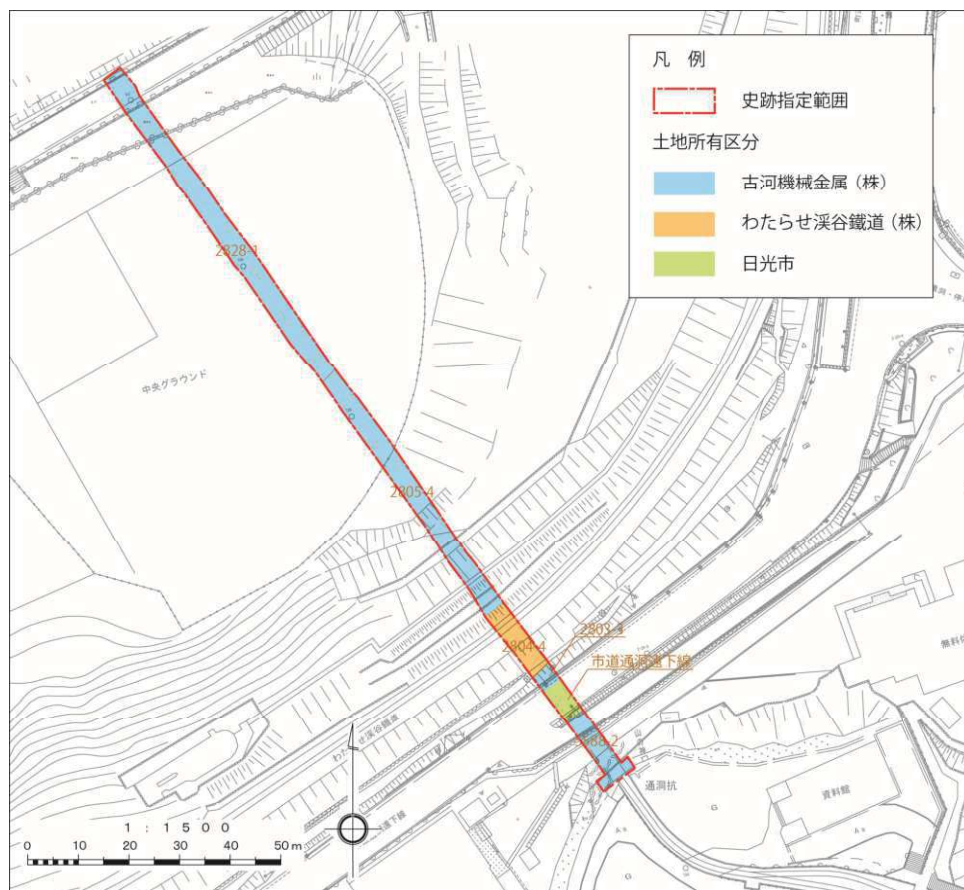


図 2-11 土地所有図（通洞坑）

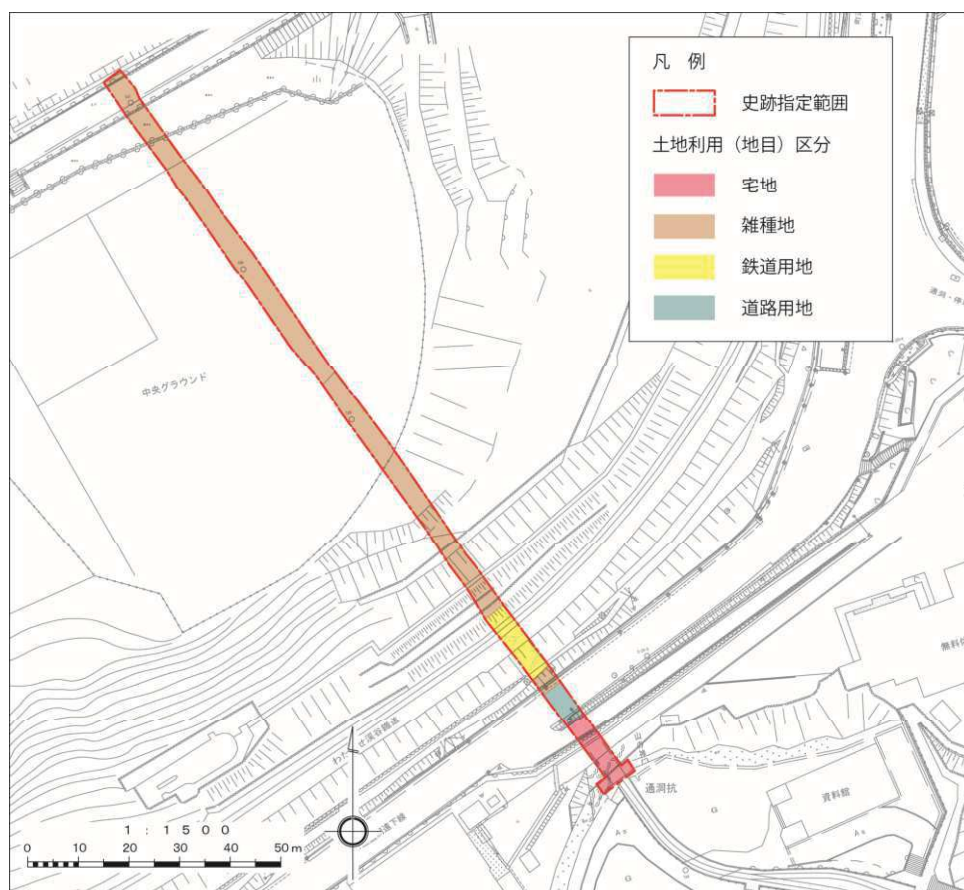


図 2-12 土地利用図（通洞坑）

## (2) 宇都野火薬庫跡

### ①現 状

宇都野火薬庫跡の建物は、第一～第三号庫は石造、第四号庫は煉瓦造である。建物を取り囲む第一号庫区画は6メートル四方であるが、第二～第四号庫区画は幅20メートル、奥行き15メートルほどで規模が異なる。いずれも正面の土塁を貫くコンクリート製の隧道があり、入口外側にコンクリート製両開きの扉をもつ。各区画内には周囲に排水溝が設けられ、隧道中央部の暗渠を通じて排水される構造となっている。宇都野火薬庫の構造は、民間における火薬類の製造・使用を厳重に管理した当時の銃砲火薬類取締法（明治43年改正）に定められていた仕様を忠実に反映したものである。

また、第一号庫と第二号庫は大正8年（1919）に土塁の入口を一部改修し、第二号庫は昭和9年（1934）に建物内部を2間に変更している。第三号庫は大正5年と7年に改修した記録がある。

宇都野火薬庫跡は、小滝坑の廃止後特別な保護措置が講じられていない。現状において、建屋の屋根はすべてなく壁体も破損が進行し、土塁の腰石垣の破損もみられる。また、指定範囲とその周囲は、樹木が大きく成長していることから、下草が生えずに地表面の裸地化が進み、山斜面の崩落や土塁への樹木根の侵入が生じている。その他、史跡指定以前に斜面地を作業道として整地した際に、第一号庫の北西隅の土塁が一部崩され、崩落した土砂が建屋背面に堆積している状況がみられる。

宇都野火薬庫跡は、通常は県道からの入口部分で施錠され、所有者により2ヶ月に1回程度点検が行われている。一般公開は行っていないが、不定期に日光市と所有者の共催による見学会を開催している。清掃等の作業は、特別公開等の際に実施されている。



第三号庫と土塁跡

### ②史跡の所有者・管理者

古河機械金属株式会社

### ③その他の法規制

特になし。（ただし、史跡指定地に隣接する山林は保安林）

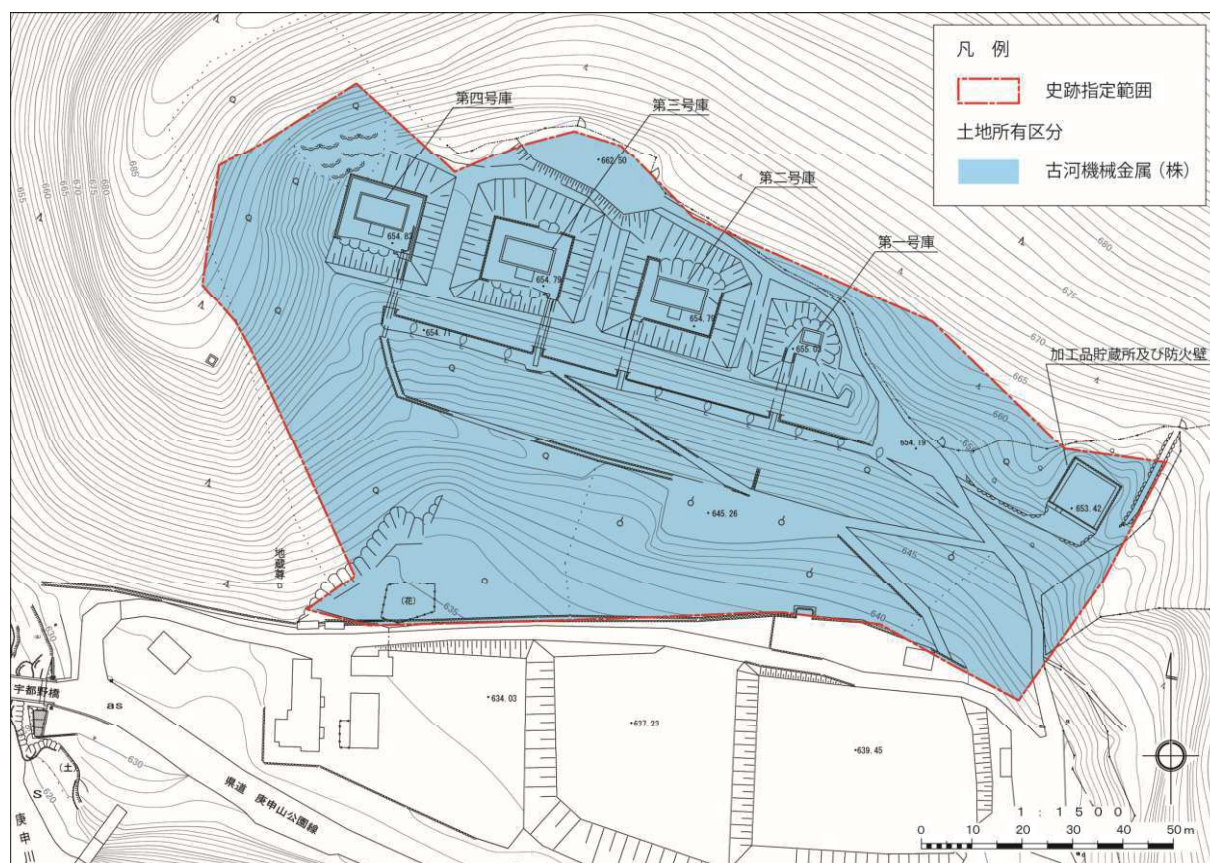


图 2-13 土地所有図（宇都野火薬庫跡）



图 2-14 土地利用図（宇都野火薬庫跡）

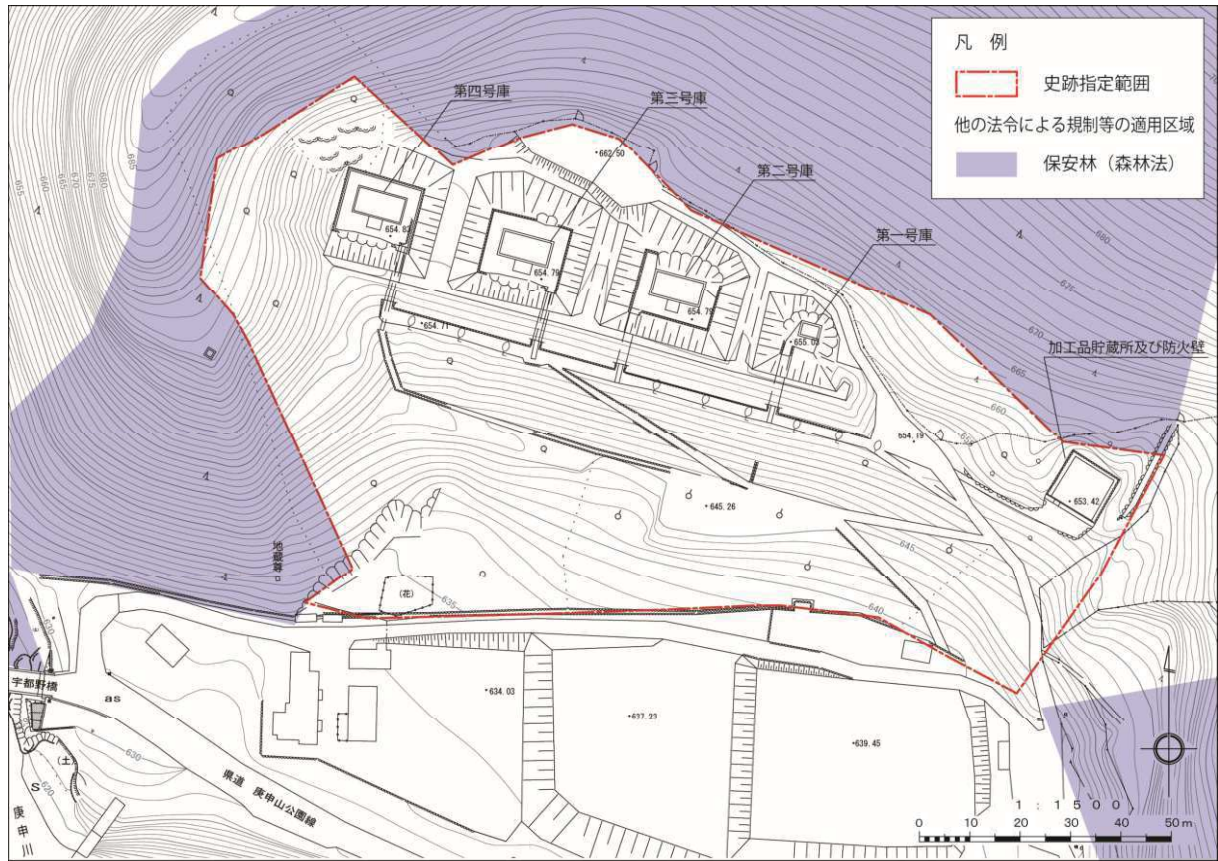


図2-15 関連法規制図（宇都野火薬庫跡）

### (3) 本山坑

#### ①現 状

本山坑の史跡指定範囲は、坑口とその前面の整地された土地を含んでおり、坑口前では坑内から搬出された鉱石・廃石を選り分ける作業を行っていたとされる。現在は、坑口の開閉所や貯鉱関係施設、浴場跡、軌道跡が遺存している。

本山坑は昭和 48 年の閉山以降、坑口を閉めており、安全管理上の措置として本山坑入口（出川にかかる橋梁前）は施錠され、一般の立ち入りは規制されている。このため、点検・清掃・草刈等の作業は不定期で、必要に応じて実施している。坑口も嚴重に施錠されている。また、坑口から坑口前を通る廃水管があるが、これは本山製錬所の廃水をポンプアップで坑内に導いて、中才浄水場で処理するラインに合流するために設置されている。坑道内はほとんど変わっていないが、坑口部分の木組の化粧枠は不法侵入等に備えて改修している。

坑口前の右側にある開閉所（建設年次不明）は、木造平屋・洋式トラスの建物で、管理は良好である。山側に接して建つ、鉄筋コンクリート造 2 階建の貯鉱関係施設（建設年次不明）は、破損が進んでいる。坑口前の電柱は坑内・建屋に電気を引き込むためのもので、現在は使用していない。

また、出川の石積護岸が一部崩落しており、浴場跡に近い場所まで広がっている。



本山坑全景



出川にかかる橋梁の閉鎖状況



出川の石積護岸崩落状況

#### ②史跡の所有者・管理者

古河機械金属株式会社

#### ③その他の法規制

鉱山保安法（坑道から延びる廃水管は適用対象となる）

砂防法

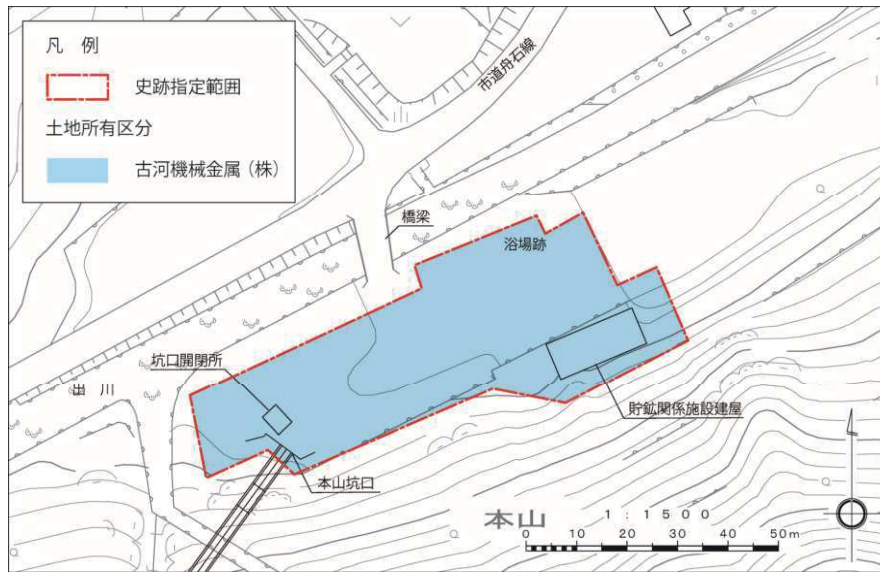


図 2-16 土地所有図（本山坑）

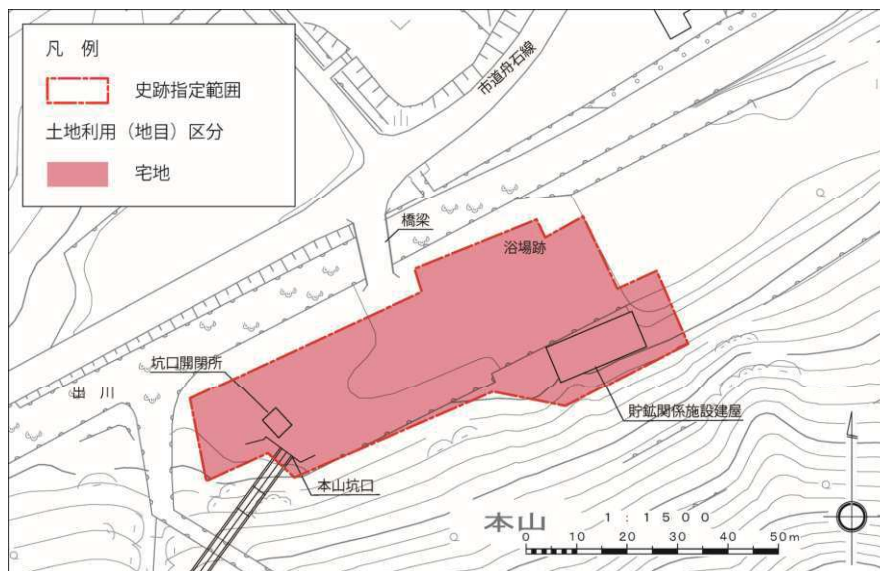


図 2-17 土地利用図（本山坑）

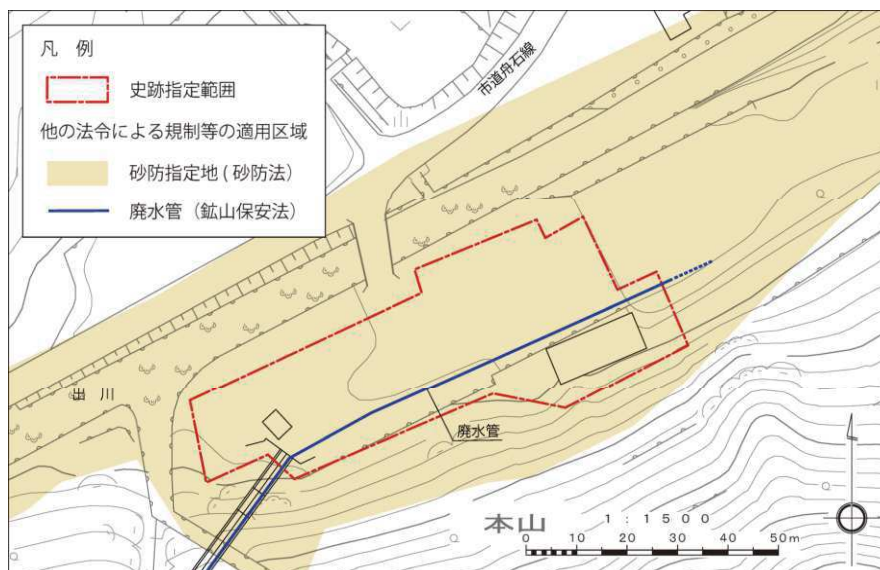


図 2-18 関連法規制図（本山坑）

## (4) 本山動力所跡

### ①現 状

本山動力所跡は、本山坑で使用する鑿岩機等の動力として圧縮空気を供給する施設であり、史跡指定範囲はその施設の敷地を対象としている。建屋の建設年次は不明だが、コンプレッサーの設置された大正3年（1914）頃と推測される。建屋は面積約330㎡、構造及び形式は木造軸組（クイーンポストトラス）構造、平屋、切妻屋根、金属板葺とし、棟の二箇所には換気・採光用の越屋根が取り付けられている。建屋内部には、インガーソルランド社製の大型コンプレッサー2台のほか、操作盤等が遺存している。

本山動力所跡は市道舟石線に面しており、通常、外観は自由に見学できるが、建屋入口は施錠され、内部への立ち入りを制限している。

本山動力所跡は建屋の破損が進んでいたことから、建屋の倒壊防止応急修理と建屋内部に遺存するコンプレッサーを保護する目的で、近年周囲に角形鋼管のフレームを設置した。さらに、屋根の一部の金属板および野地板が欠失して建屋内部に雨水が浸入し、小屋組の腐朽と木造軸組の変形が進行していて、そのままでは屋根（小屋組）の崩落あるいは建物の倒壊の危険性が極めて高い状態であった。このことから、本格的な修理を行うまでの建物を保護するための応急措置として、平成27年度に仮設的な屋根面の防水と木造軸部の構造補強を行った。



本山動力所跡（建屋仮設工事完了時）



建屋内部の仮設補強の設置状況

### ②史跡の所有者・管理者

古河機械金属株式会社

### ③その他の法規制

特になし（ただし、史跡指定地に隣接する出川は砂防指定地）



図2-19 土地所有図（本山動力所跡）

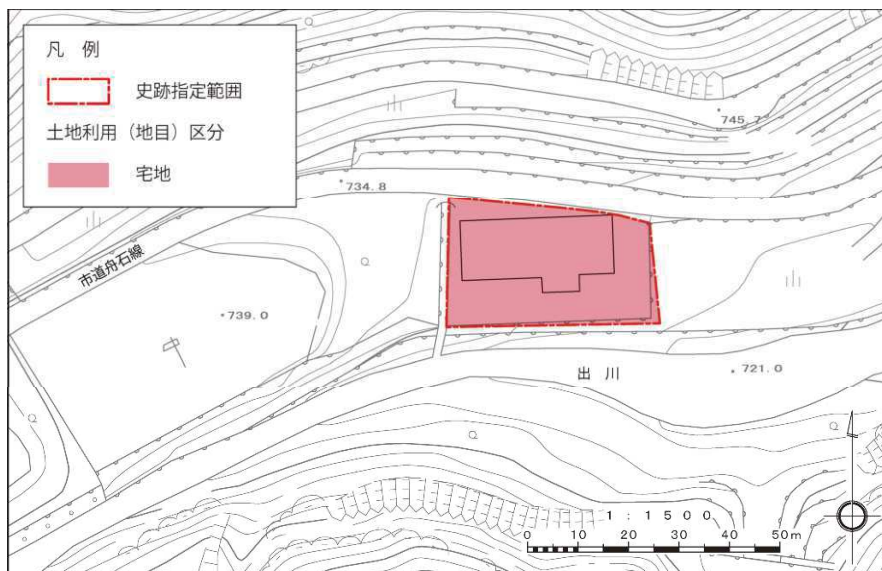


図2-20 土地利用図（本山動力所跡）



図2-21 関連法規制図（本山動力所跡）

## (5) 本山製錬所跡

### ①現 状

本山製錬所跡は、危険防止等の観点から平成 19 年度から平成 21 年度に施設の大部分が撤去されたが、現在、貯鉱壇、自熔製錬関連の設備類、計器室、大煙突、硫酸タンクなどが保存されている。敷地の処置として緑化保護に取り組んでおり、解体後の工場建屋の床面、西側斜面地の法面緑化などが進んでいる。かつて存在した工場建屋等の解体後は、床面を盛土し芝張りで覆っている。

また、本山製錬所跡に含まれる本山駅跡は、昭和 63 年の輸送事業廃止後、国鉄民営化に際して、平成元年（1989）に設立された第三セクターのわたらせ渓谷鐵道株式会社が所有している。

なお、本山製錬所跡は鉱山保安施設として管理されており、一般の立ち入りは規制されている。本山駅跡については、特段の保存事業は行われていない。

本山製錬所跡に遺存する主な施設と管理状況については、表 2—1 のとおりである。



本山製錬所跡全景



本山製錬所跡貯鉱壇内部



本山駅跡全景

### ②史跡の所有者・管理者

古河機械金属株式会社・わたらせ渓谷鐵道株式会社・日光市

### ③その他の法規制

鉱山保安法

表 2-1 本山製錬所跡の主要施設と保存管理の概要

| 所有区分      | 施設名                                                            | 施設概要                                                                                                                                                   | 保存状況・管理状況                                                                                        |
|-----------|----------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 古河機械金属株   | 大煙突                                                            | ・鉄筋コンクリート造、高さ 44.47m。<br>・大正 6 年（1917）頃建設。                                                                                                             | ・休業日を除く毎日巡視。                                                                                     |
|           | 自熔製錬関連設備等<br>転炉・鑄造機<br>自熔炉フレーム（鉄骨造）<br>クレーン柱（高さ 7.2m の鉄柱 16 本） | ・昭和 31 年（1956）建設の自熔製錬工場の設備や機械の一部であり、施設解体時に残したもの。                                                                                                       | ・露天で直接雨がかり、水たまりとなった部分の排水処理ができず、鋼材の発錆が著しい。<br>・現在、床面は芝生で緑化被覆している。<br>・休業日を除く毎日巡視。                 |
|           | 計器室                                                            | ・鉄筋コンクリート造 2 階建、敷地面積は約 270 m <sup>2</sup> 。<br>・昭和 31 年頃建設の自熔製錬関連の施設。                                                                                  | ・休業日を除く毎日巡視。                                                                                     |
|           | 酸素ホルダー                                                         |                                                                                                                                                        | ・休業日を除く毎日巡視。                                                                                     |
|           | 酸素ホルダー横スレート建屋                                                  | ・かつての酸素工場コンプレッサー室。                                                                                                                                     | ・現在使用中の倉庫。                                                                                       |
|           | 変電設備（2 基）                                                      |                                                                                                                                                        | ・現在使用中のもの。<br>・休業日を除く毎日巡視。                                                                       |
|           | 事務所裏スレート平屋                                                     |                                                                                                                                                        | ・倉庫として使用中。                                                                                       |
|           | 車庫                                                             |                                                                                                                                                        | ・事務所横の車庫。現在使用中。                                                                                  |
|           | 本山製錬所事務所                                                       | ・木造 2 階建スレート葺。<br>・大正 6 年（1917）頃建設。                                                                                                                    | ・古河機械金属株式会社足尾事業所事務室として使用中。                                                                       |
|           | 濃硫酸注入設備                                                        | ・自熔製錬関連の施設。                                                                                                                                            | ・休業日を除く毎日巡視。                                                                                     |
|           | 重油タンク                                                          |                                                                                                                                                        | ・重油タンクとして使用中。<br>・休業日を除く毎日巡視。                                                                    |
|           | 硫酸タンク                                                          | ・自熔製錬関連の施設。<br>・貯蔵量 2,000 t のタンク 3 基。<br>・昭和 31 年（1956）建設。                                                                                             | ・業務時、異常等があれば巡視点検。<br>（常時、立入禁止）                                                                   |
|           | 旧試料所北側・南側                                                      |                                                                                                                                                        | ・業務時、異常等があれば巡視点検。<br>（常時立入禁止）<br>・据付機械が保存されている。<br>・北側・南側ともに部分的な壁板の割れや剥がれ・窓ガラスの割れ・屋根の雨漏りなどが見られる。 |
|           | 貯鉱場                                                            | ・鉄筋コンクリート造、敷地面積は約 2,000 m <sup>2</sup> 。<br>・大正 3 年（1914）頃建設。<br>・本山駅に隣接し、鉱石ほか製錬工程に必要な物資を保管する施設。<br>・貯鉱場北側はかつて簡易軌道が伸びていたと考えられる。屋根の改修、トラックスケールの配置時期は不詳。 | ・建屋内には GB クレーンが残されている。<br>・貯鉱場北側は、現在資材置場として使用されている。<br>・業務時、異常等があれば巡視点検。<br>（常時立入禁止）             |
|           | 器具置場・浴場                                                        |                                                                                                                                                        | ・通行時、異常等があれば、巡視点検。                                                                               |
|           | トラックスケール                                                       |                                                                                                                                                        | ・通行時、異常等があれば、巡視点検。                                                                               |
|           | 守衛室                                                            |                                                                                                                                                        | ・通行時、異常等があれば、巡視点検。                                                                               |
| わたらせ渓谷鐵道株 | 本山駅倉庫及びプラットホーム                                                 |                                                                                                                                                        | ・休止区間のため、特段の管理行為は実施していない。<br>（3 棟あった倉庫のうち、2 棟は解体中）                                               |
|           | 本山駅駅舎                                                          | ・木造平屋建瓦葺、建屋面積約 63 m <sup>2</sup> 。<br>・大正 3 年（1914）建設。                                                                                                 | ・休止区間のため、特段の管理行為は実施していない。                                                                        |
|           | 本山駅倉庫 2                                                        |                                                                                                                                                        | ・休止区間のため、特段の管理行為は実施していない。                                                                        |
|           | 本山駅油庫                                                          |                                                                                                                                                        | ・休止区間のため、特段の管理行為は実施していない。                                                                        |

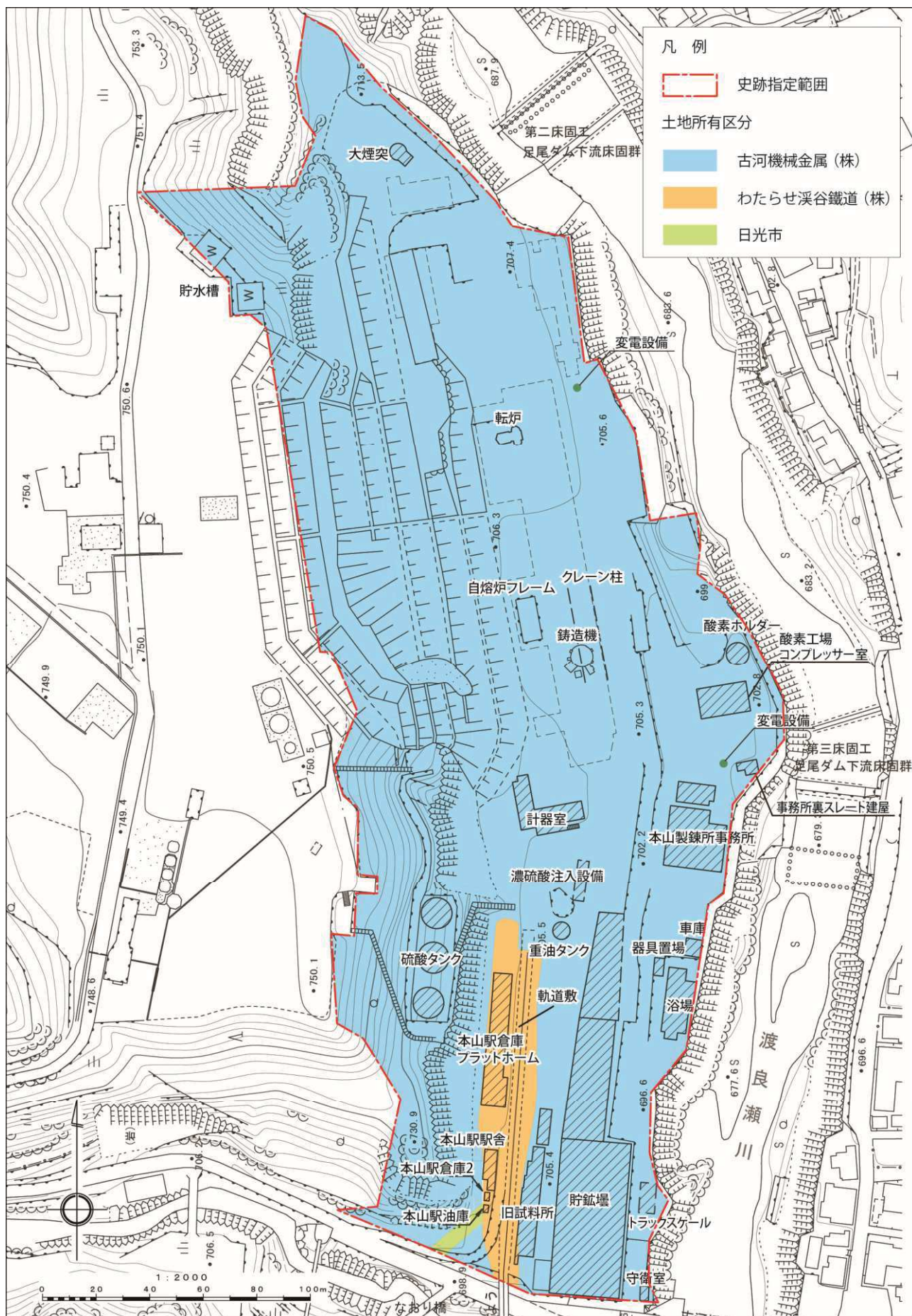


図 2-22 土地所有図(本山製錬所跡)

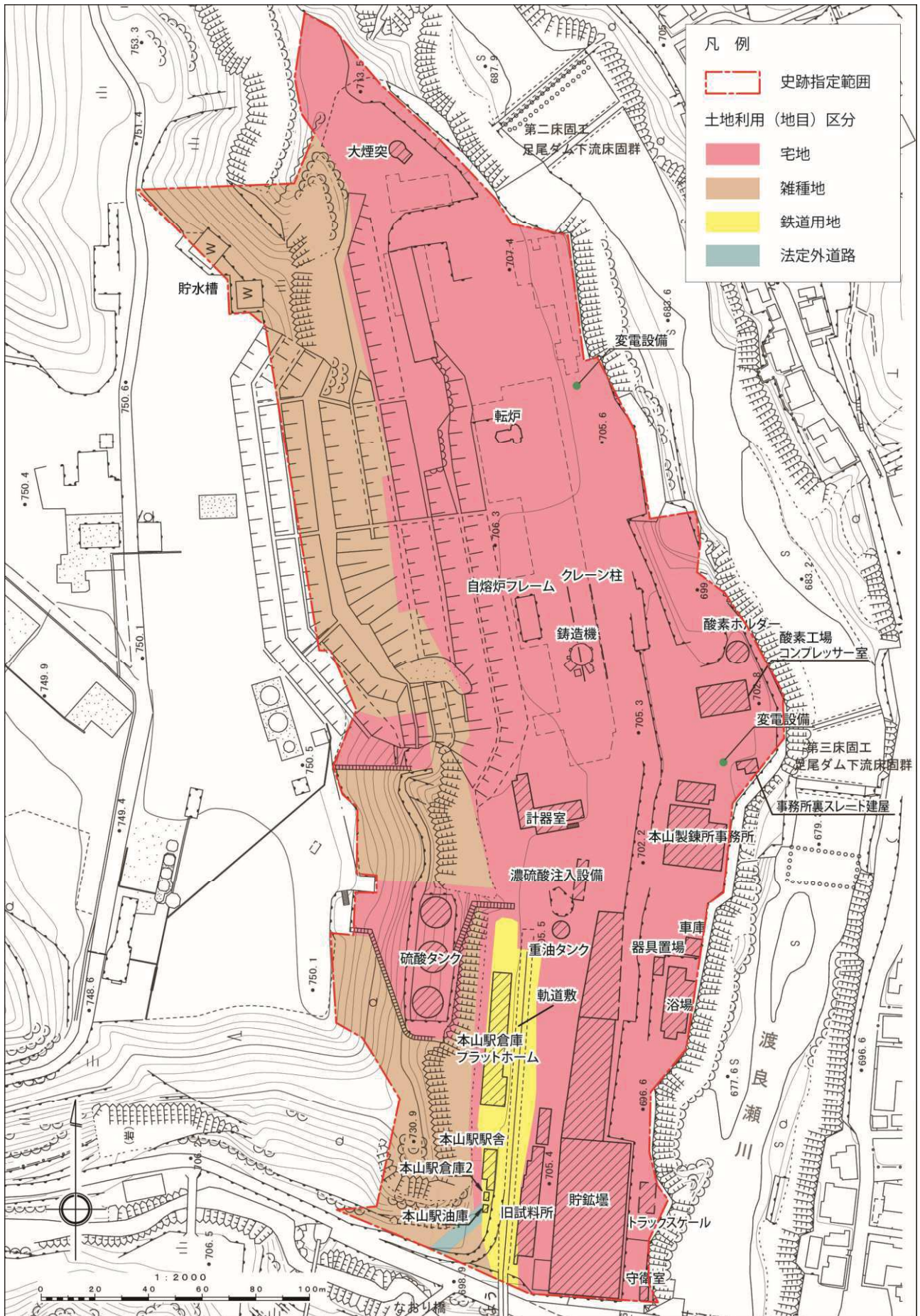


図 2-23 土地利用図（本山製錬所跡）

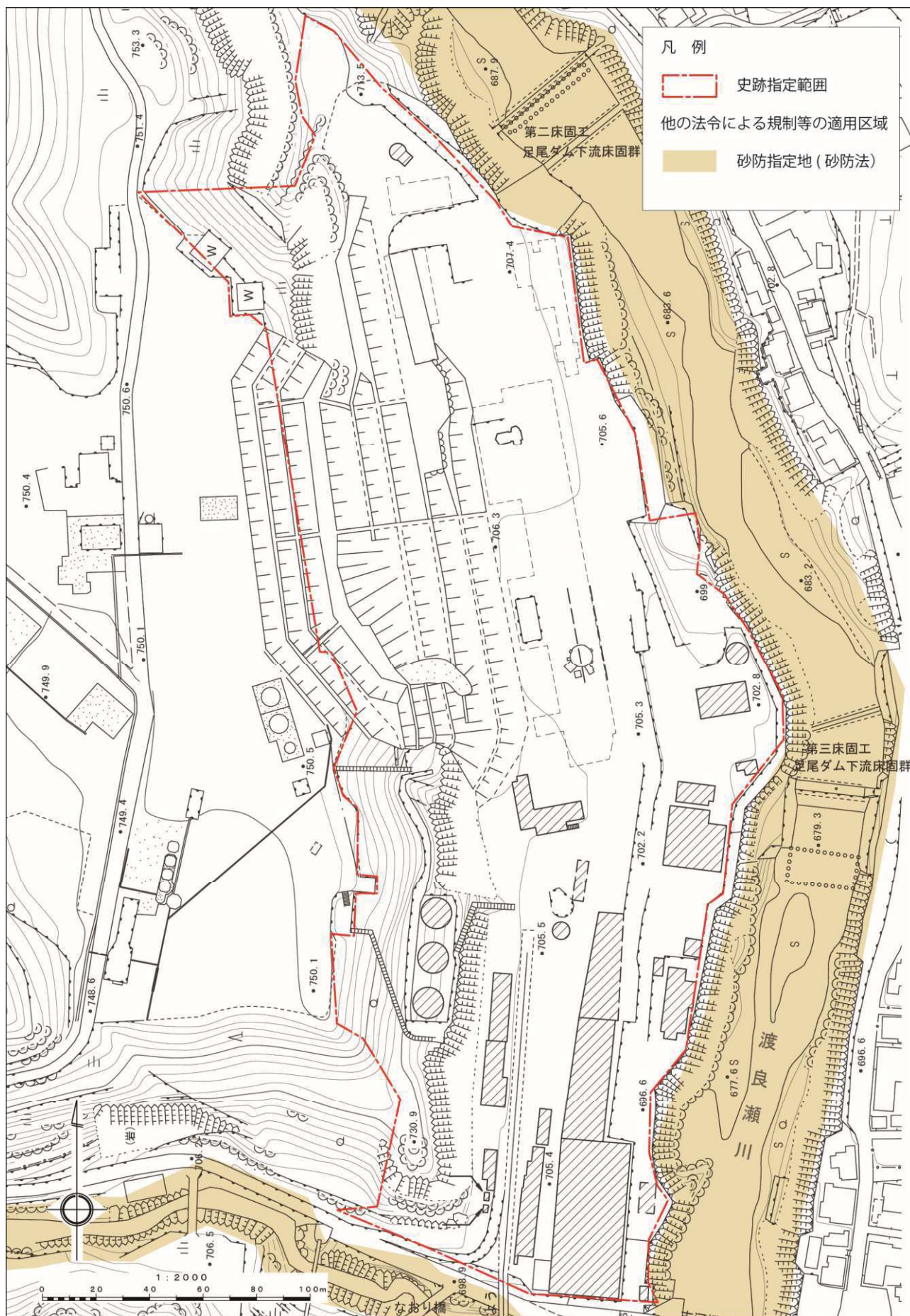


図 2-24 関連法規制図 (本山製錬所跡)

## (6) 本山鉾山神社跡

### ①現 状

現在の本山鉾山神社跡には、木造の本殿と拝殿のほか、鑄鉄製奉納物や献金者名簿を刻んだ自然石の石碑などが遺存している。本殿は、拝殿より5mほど高台に鎮座し、中規模の一間社流造で、銅板葺きである。この本殿は市有形文化財に指定されている（昭和52年4月足尾町指定）。本殿は軸部の捻れが激しく倒壊の恐れがあることから平成23年度に倒壊防止の応急措置として、本殿建屋をロープで隣接の樹木に括りつける工事を実施した。水引虹梁上の龍の彫刻や高欄、擬宝珠等が欠損している。社殿背後は、山の斜面上の樹木が大きく成長しており、倒れると社殿にかかるおそれがある。

拝殿は、方二間入母屋造で、銅板葺きである。縁が傷み、木階も失われている。

社殿に至る参道は、石段の一部が崩れているほか、参道沿いに配置された狛犬、灯籠、石碑などの一部は欠損している。参道手前にかかる橋は失われ、歩行が困難である。



本山鉾山神社跡 本殿の現状

### ②史跡の所有者・管理者

古河機械金属株式会社

### ③その他の法規制

日光市文化財保護条例（本山鉾山神社本殿）

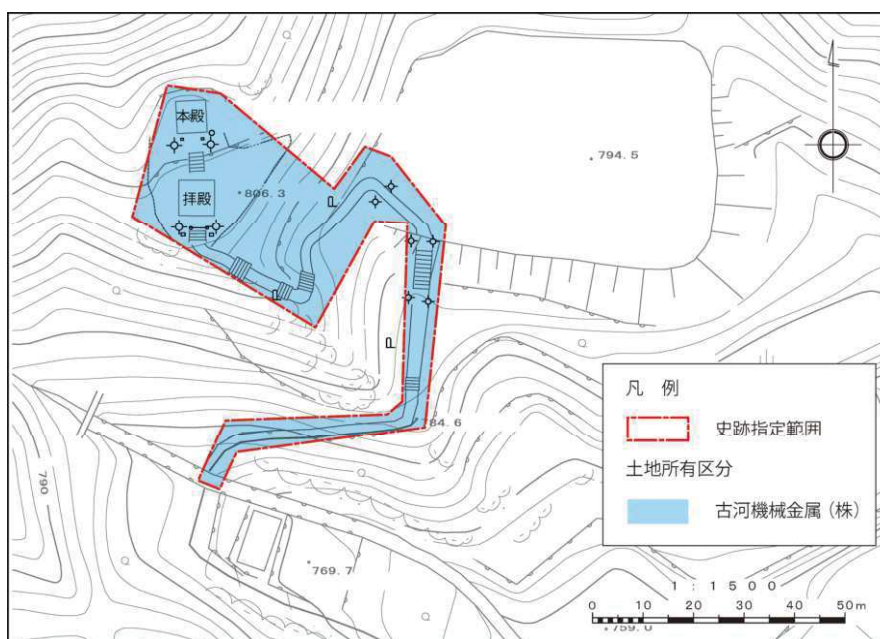


図2-25 土地所有図（本山鉾山神社跡）

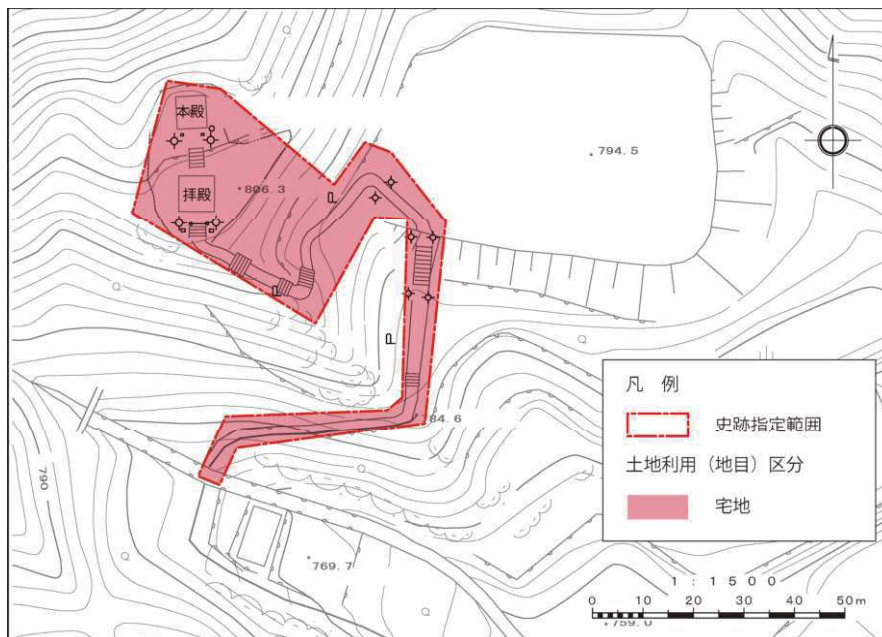


図 2-26 土地利用図（本山鉦山神社跡）

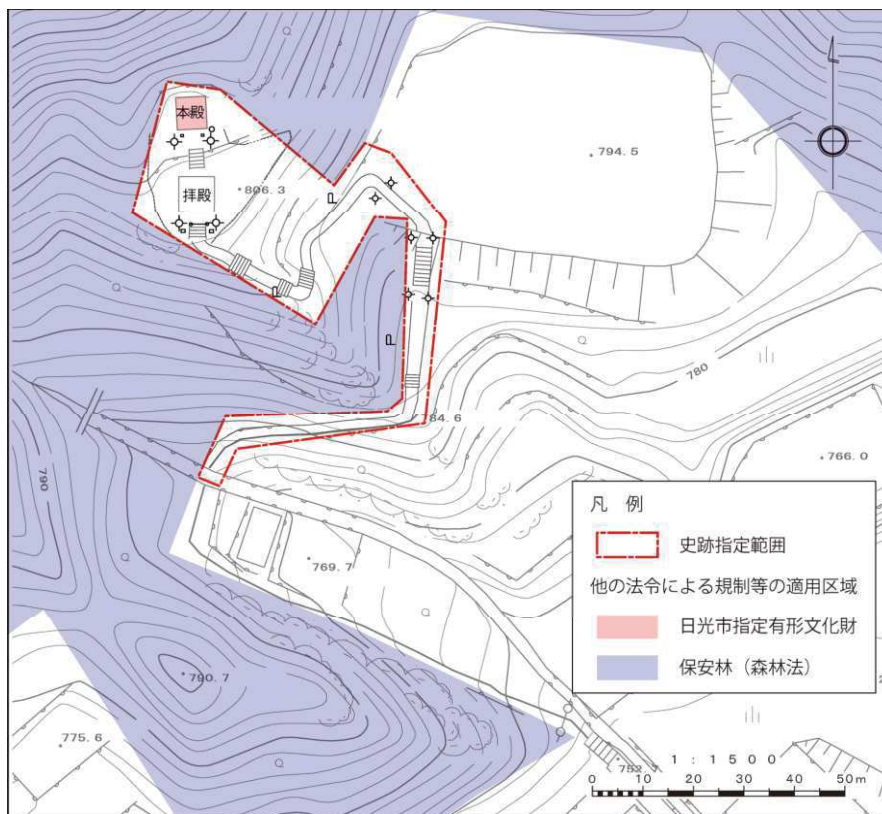


図 2-27 関連法規制図（本山鉦山神社跡）

## (7) 間藤浄水場（追加指定準備中）

### ①現 状

間藤浄水場は、明治30年（1897）の第三回予防工事命令に従って新設された鉱業廃水の濾過、沈殿施設である。

間藤浄水場は、本山坑及び本山製錬所で使用した廃水処理した施設であり、5つの沈殿池と1つの集泥池で構成される。間藤浄水場は、銅山閉鎖後も水質管理のため稼働したが、昭和62年（1987）、下流の中才浄水場に一元化されたことにより、浄水場としての役割を終了している。

平成22年（2010）に、間藤浄水場の管理・浄水用設備は撤去され、第1号沈殿池～第5号沈殿池は内部をコンクリート張りに改修し、本山坑等からの廃水の中才浄水場へ中継するための非常用貯水池として使用されている。

このため、指定範囲は、渡良瀬川最上流部に位置する第1号沈殿池を対象とし、その北側の旧本山小学校講堂までを含めた範囲を検討している。

旧本山小学校は、明治25年（1892）、古河鉱業が銅山で働く労働者の子供のために作った私立学校（私立古河足尾銅山尋常高等小学校）を前身とするもので、明治40年（1907）に現在地に新校舎を建設して移転し、昭和15年（1940）に当時の小学校としては珍しく、独立した講堂が建設された。昭和22年4月に公立に移管され足尾町立本山小学校となり、平成17年4月に閉校した。足尾には銅山の発展に伴って多くの福利厚生施設や教育施設が建設されたが、ほとんど現存していない。旧本山小学校講堂は、足尾銅山が設立・経営した私立古河足尾銅山尋常高等小学校の唯一の貴重な遺構である。

講堂は木造平屋・切妻造鉄板葺・妻入で、西側（校庭側）を正面とする。正面および側面には縦長の窓が並ぶが、現在はアルミサッシに取り替えられている。外壁仕上げは下見板貼で、上部を漆喰塗とするが、正面および背面の妻壁は木骨を意匠的に配したハーフチンバーの造りとなり、両側面に設けられた木造の控え壁とともに、この建物の外観を特徴付けている。内部は講堂の東側にステージが設けられただけの一室で、床は板敷き、天井は中央を一段高くした折上げ格天井である。



間藤浄水場（第1号沈殿池と旧本山小学校講堂）

### ②史跡の所有者・管理者

古河機械金属株式会社

（ただし、学校用地は日光市が管理している。）

### ③その他の法規制

鉱山保安法



図 2-28 土地所有図 (間藤浄水場)



図 2-29 土地利用図 (間藤浄水場)



図 2-30 関連法規制図 (間藤浄水場)